

せいかつ ほご 生活保護のしおり

せいかつ ほご しんせい けんぽうだい じょう ほしょう こくみん けんり
生活保護の申請は憲法第25条で保障された国民の権利です。
ためらわずご相談ください。



このしおりは生活保護制度に関して簡潔にまとめたものです。

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

とだしやくしょ せいかつしえんか
戸田市役所 生活支援課

〒335-8588

とだしかみとだ
戸田市上戸田1-18-1

でんわ 電話 048-441-1800 (だいひょう 代表)

ないせん 内線 239・240・655・291

ちよくつう 直通 048-424-9565 (ちよくつう 直通)

れいわ ねん がつばん
令和7年9月版

~生活保護を申請しようとしている方へ~

1. 生活保護制度とは

私たちは、生活しているうちに病気やけがなどにより働けなくなったりして収入が少なくなり、生活に困ることがあります。生活保護制度は、このように生活に困っている方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。この制度は、生活保護法(以下「法」という。)に基づいて行われます。

2. 生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。

生活扶助	毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
住宅扶助	家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。
教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用です。
介護扶助	介護サービスを利用する場合にかかる費用です。
医療扶助	医療機関に受診した場合、薬局で薬を処方された場合の費用です。(保険適用内に限る)
出産扶助	出産にかかる費用です。
生業扶助	高等学校に就学するために必要な費用、技術を身につけるための費用や就職準備などの費用です。
葬祭扶助	葬祭等にかかる費用です。



支給方法は、金銭で支給される場合と、介護扶助、医療扶助のように生活支援課が代わって支払いをする場合があります。

3. 保護の決定方法

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

さいてい 最低 せいかつひ 生活費	その世帯のくらしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。
しゅう にゅう 収 入	働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親、子ども、兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

●保護が受けられる場合 (収入が最低生活費に満たないとき) さいていせいかつひ 最低生活費 しゅう にゅう 収 入 ほ ご ひ 保護費	●保護が受けられない場合 (収入が最低生活費を上回るとき) さいていせいかつひ 最低生活費 しゅう にゅう 収 入
---	--

4. 生活保護が決定されるまで

生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族等の申請が必要です。

申請するときは、申請書に必要事項を記入し、生活支援課に提出してください。病気などで申請の手続きに来られないときは、生活支援課に連絡してください。

なお、申請にあたり、マイナンバーを確認させていただきます。調査の実施や照会への回答に利用しますが、マイナンバーがわからなくても、申請は可能です。

申請に伴い、調査に必要な書類や資料の提出をお願いしております。



も もの
○持ち物 すべて揃っていなくても申請は可能です。

も ものいちらん 持ち物一覧	チェック
ちんたいしゃくけいやくしょ や ちんのうにゅうしょ ちだいきやくしょ アパート賃貸借契約書、家賃納入書、地代契約書	
よきんつうちょう きちようず ざんだかしょうめいしょ しょう みしょうと 預金通帳(記帳済みのもの)、キャッシュカードの残高証明書(使用・未使用問 わず世帯全員分)	
かにゅうちゅう けんこうほけんしょう し か く かくにんしょう せたいぜんいんぶん 加入中の健康保険証または資格確認証(世帯全員分)	
じゅきゅうしゃしょう おやかていとういりょう いりょう じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょう じりつしえん 受給者証(ひとり親家庭等医療、こども医療、重度心身障害者医療、自立支援 医療)	
かいご ほけん ひ ほけんしゃしょう 介護保険被保険者証	
ねんきん こくみん・こうせい・きょうさい・おんきゅう しょうしょ ねんきんかいていつうち ねんきんしらいつうち 年金(国民・厚生・共済・恩給)証書、年金改定通知、年金支払通知	
てあて じどうてあて・じどうふようてあて・とくべつじどうふようてあて・しょうびようてあて・こようほけん 手当(児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・傷病手当・雇用保険)	
てちょう しんたいしょうがい・せいしんしょうがいほけん ふくし・りょういく・ほ し けんこう・こくみんねんきん・こうせいねんきん 手帳(身体障害・精神障害保健福祉・療育・母子健康・国民年金・厚生年金)	
ほけん せいめい・かさいどう かにゅうしょうしょ けんみんきょうさい・かんいほけんとう ふく かいやくへんれいきんしさんしょ 保険(生命・火災等)加入証書(県民共済・簡易保険等を含む)解約返戻金試算書	
ふようぎむしゃ じゅうしょ・しめい・でんわばんごうどう おや・きょうだい・しまい・こ・こ おや 扶養義務者の住所・氏名・電話番号等(親・兄弟・姉妹・子・子の親)	
きゅうよめいさいしょ まえ げつぶん しょうよめいさいしょ つうきんていきけん 給与明細書(前3か月分) 賞与明細書、通勤定期券	
いんかん みと いん ふ か 印鑑(認め) スタンプ印は不可	
ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ さしょう 在留カード、特別永住者証明書、査証	
うんでんめんきょしょう しゃけんしょう じどうしゃ じどうにりん じどうしゃほけんしょうしょ ばいきやくみつもりしょ ばいきやく 運転免許証、車検証(自動車、自動二輪) 自動車保険証書、売却見積書、売却 証明書	
りこんちやうてい かんけいしるい ちやうていせいりつしょうめいしょ こうせいしょうしょ はんけつぶん 離婚調停の関係書類、調停成立証明書、公正証書、判決文	
その他()	

調 査

申請されると生活支援課のケースワーカーが家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。調査内容はこれまでの生活状況、資産、世帯員の収入、健康状態、稼働能力、扶養義務者などです。

また、生活保護法第4条の「補足性の原理」に基づき、可能な範囲で以下の内容を十分に活用してください。



1. 資産状況

預金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。

2. 稼働能力

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。

3. 扶養義務者

親、祖父母、子ども、孫、兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある方から援助を受けられる場合は受けてください。なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。

援助が期待できない方（生活保護受給者、施設入所者や長期入院中の方、70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者、交流を断絶している方）、DV（家庭内暴力）や虐待などの特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせますので、事前にご相談ください。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。

4. 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当等）で活用できるものは、優先して活用していただきます。

決 定

調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度のものか、福祉事務所長が判断し、申請日から14日以内（遅くとも30日以内）に決定し、その内容を文書で申請者に通知します。

暴力団員は、原則、生活保護を受給することができません。

~生活保護開始となった方へ~

1. 権利として保障されること

- (1) 生活保護の要件を満たす限り、誰でも平等に生活保護を受けることができます。
- (2) 正当な理由がないのに、保護を止められたり、保護費を減らされたりすることはありません。
- (3) 保護費については、税金を課せられたり、差し押さえられることはありません。
- (4) 保護の決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対し審査請求を行うことができます。(法第64条)

2. 守っていただくこと

- (1) 譲渡禁止(法第59条)
保護を受ける権利を他人にゆすりわたすことはできません。
- (2) 生活上の義務(法第60条)
働ける人は、少しでも収入を増やすよう能力に応じて働いてください。病気の人は、医師の指示に従い、治療に努めてください。
住宅費や給食費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使い、滞納しないでください。
収入・支出等の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。
- (3) 届け出の義務(法第61条)
あなたの届け出をもとにして保護の内容を決めますので、次のような場合は、すぐに担当ケースワーカーに届け出てください。
収入に変化(臨時収入・金額の増減)があったとき。
収入の例 給与・賞与・各種年金・手当・生命保険の入院給付金・解約返戻金・慰謝料・債務整理による過払い金・不動産など資産の売却益・相続・養育費・仕送り・インターネットオークションの売上金・宝くじ・保護受給後の借入金)
なお、収入がない場合も、定期的に申告が必要です。
生活状況が変わったとき。



- ・ 入退院、事故、災害、入退所、入学・卒業・休学・退学
- ・ 結婚・離婚・妊娠、家族の人数が変わったとき。(出生・死亡・転入転出など)
- ・ 就職・転職・休職・退職・開業・廃業
- ・ 健康保険(社会保険)に加入、喪失、内容変更
- ・ しばらく家を留守にすると、遠くに出かけるとき。(帰省等)
- ・ 住所・家賃が変わるとき(転居については必ず事前にご相談ください。)
- ・ 障害者手帳・自立支援医療受給者証を取得・更新・喪失したとき
- ・ 資産を解約、処分、売却したとき(資産の状況については、資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年に1回の申告が必要です。)

(4) 指導・指示に従う義務(法第62条)

適切な保護をするために、以下のような場合に、担当ケースワーカーから生活保護の目的の達成に必要な指示や指導をします。指導・指示に従わない場合は、必要に応じて保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。

- ・ 医師の指示に従わず、病気を治そうとしないとき。
- ・ 働ける状態(病気完治・学校卒業・子どもの保育園預け入れなど)になったのに、働かないとき。
- ・ 働いていても、本人の能力から判断して、十分働いているとは認められないとき。
- ・ 活用できる資産・制度があるのに、活用しないとき。

3. 申請が必要なもの

(1) 一時扶助

生活保護には、定期的に支給される保護費のほかに、臨時的な支出に応じた一時扶助があります。以下の一時扶助が必要な時には、担当ケースワーカーへ事前に相談・申請をしてください。それぞれの支給には一定の条件や上限額があります。また、支給にあたっては、領収書等の書類が必要になることがあります。

- ・ 被服費(保護開始時の布団・平常着)・入学準備金(ランドセル等)
- ・ 家具什器費(冷蔵庫・洗濯機等)・転居時の敷金等、更新時の更新料
- ・ 治療材料費(眼鏡等)・紙おむつ
- ・ 通院移送費(病院に受診する場合の交通費。電車・バス等はIC運賃で支給)
- ・ 高校制服費・教材費 など

(2) 病院・薬局を利用する場合(医療券・調剤券)

病気やけがをしたときは、生活保護法により指定された病院・診療所・薬局(以下「病院等」という)にかかることができます。病院等が生活保護法の指定を受けているか、受診する前に病院等や生活支援課に確認してください。生活保護受給中は、国民健康保険および後期高齢者医療制度が利用できなくなります。



病院等に受診する際は「医療券・調剤券」が必要となりますので、受診する前に、受給証を持って本人が家族の人が生活支援課へ取りに来てください。なお、翌月分の医療券は当月20日以降から発行できます。

「医療券」は、月単位で、医療機関ごとに提出することになっています。月が替わって受診するときは、新たに「医療券」が必要となります。

休日・夜間など市役所が閉まっているときや、急病になったときで、「医療券」を取りに行けない場合は、受給証を受診窓口に提示して治療を受けてください。そして、生活支援課と連絡できるようになったらすぐに連絡してください。

マイナンバーカードを保険証利用登録済みの方は「医療券」が必要ない場合があります。受診する前に生活支援課まで申し出てください。

会社などの健康保険証は引き続き使用してください。ただし、受診窓口には健康保険証(保険証利用登録済みのマイナンバーカード)の提示と「医療券」を提出する必要があります。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなっています。

治療材料(眼鏡、コルセット、歩行補助杖等)について、医師が治療の一環として必要と判断した場合、耐用年数等の条件を満たせば給付できます。担当ケースワーカーにご相談ください。

施術(接骨院、整骨院、あんま、はり、きゅう、マッサージ)については、給付に条件がありますので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

(3) 介護サービス等を受ける場合

65歳以上の方、40歳以上65歳未満の特定疾病(がん末期、関節リウマチ等)の方がデイサービス、ホームヘルプサービスなどの介護サービス等が必要な場合、要介護認定等が必要となります。別途申請が必要ですので、担当ケースワーカーにご相談ください。



4. 減免制度

生活保護を受けている期間は、届け出により、次の減免等を受けることができる場合があります。詳細は担当課にご相談ください。

げんめんたいしょう 減免対象	たんとうか そうだんまどぐち 担当課・相談窓口
じゅうみんぜい 住民税	しみんぜいか ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち 市民税課（本庁舎 2 階 8 番窓口）
こていしさんぜい 固定資産税	こていしさんぜいか ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち 固定資産税課（本庁舎 2 階 9 番窓口）
こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料	ほけんねんきんか ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち 保険年金課（本庁舎 2 階 7 番窓口）
ほうそうじゅしんりょう NHK放送受信料	せいかつしえんか 生活支援課
そだい しょりてすりょう 粗大ごみ処理手数料	かんきょう ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち 環境課（本庁舎 3 階 3 1 番窓口）
ほいくじょ ほいくりょう 保育所の保育料	こそだ しえんか ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち 子育て支援課（本庁舎 2 階 2 番窓口）
がくどうほいくしつ ほいくりょう 学童保育室の保育料	じどうせいしょうねんか ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち 児童青少年課（本庁舎 2 階 4 番窓口）



5. 保護費の支給について

毎月 5 日（5 日が土曜日・日曜日・祝日の場合は前日）が保護費の支給日となります。保護費の受取は委任できません。

保護費の受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みを希望される方は担当ケースワーカーにご相談ください。

生活支援課の窓口で保護費を受け取る場合は、印鑑と受給証が必要となります。

保護費の金額については決定通知書にてお知らせします。決定通知書の見方が分からない、通知内容に疑問がある際は担当ケースワーカーにお問い合わせください。

決定通知書は保護費の金額に変更がない月には送付されませんのでご注意ください。

6. 家庭訪問

生活保護が開始になった場合は、生活保護を適切に実施するため、生活支援課の担当ケースワーカーが定期的に訪問します。相談に応じるとともに、保護費を生活の変化に応じて適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。



7. 支援制度

(1) 就労支援

求職活動中の方を対象に、就労支援員がハローワークと連携して求人情報の提供、履歴書の書き方、面接対策など就職に向けた支援を行います。ご希望の場合は、担当ケースワーカーにご相談ください。

(2) 教育支援

教育支援員が家庭訪問を行い学校生活の相談、進路相談に対応いたします。生活支援課窓口でもご相談いただけます。また小学生～高校生を対象として、学校の宿題や定期テスト対策を行う学習支援事業を市内2か所で行っております。ご希望の場合は、担当ケースワーカーにご相談ください。



8. 保護費を返していただく場合があります

(1) 保護費の返還

生活の変化や収入の増加により、月の初めに支給した保護費が結果として多くなったときは、多い分だけ返していただきます。
資産を売却した、保険金を受給した、年金をさかのぼって受給した等の資力があつたにもかかわらず、生活に困窮して保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する範囲内(医療費、介護費等を含む)の額を返していただきます。その場合の医療費は10割負担で返還していただきます。(法第63条)

(2) 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請や収入があつたのに申告しなかった場合など、不正な手段により保護費を受け取ったときは、返していただきます。

また、その金品を徴収されるだけでなく、法律により罰せられることがあります。
(法第 7 8 条、法第 8 5 条)

9. 民生委員や市の関係課、学校にお知らせします

生活保護開始時や廃止時、転居時など、保護の内容に重要な変更があった場合は、お住いの地区担当民生委員や市役所の関係各課にお知らせをし、小中学生のお子さんがいらっしゃる場合には学校にもお知らせします。



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください



MEMO

[illegible]